

広島県告示第三百四十二号

介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年広島県規則第四十四号）第十二条第二項第四号の規定により、介護老人保健施設における感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順を次のように定める。

平成二十四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 介護老人保健施設（以下「施設」という。）の開設者は、当該施設の従業者が、入所者又は入居者（以下「入所者等」という。）について、感染症又は食中毒の発生を疑つたときは、速やかに管理者に報告する体制を整えること。

二 施設の管理者は、当該施設における感染症若しくは食中毒の発生を疑つたとき又は前号の報告を受けたときは、従業者に対しても必要な指示を行わなければならないこと。

三 施設の開設者は、施設において、感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止する観点から、従業者の健康管理を徹底し、従業者、来訪者等の健康状態によつては入所者等との接触を制限する等の措置を講じるとともに、従業者及び入所者等に対して手洗いやうがいを励行するなど衛生教育の徹底を図ること。

四 施設の医師及び看護職員は、当該施設内において感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときは、速やかな対応を行わなければならないこと。

五 施設の管理者及び医師、看護職員その他の従業者は、感染症若しくは食中毒の患者又はそれらの疑いのある者（以下「有症者等」という。）の状態に応じ、協力病院をはじめとする地域の医療機関等との連携を図ることその他の適切な措置を講じなければならないこと。

六 施設の開設者は、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときの有症者等の状況及び各有症者等に講じた措置等を記録しなければならないこと。

七 施設の管理者は、1から3までに掲げる場合には、有症者等の人数、症状、対応状況等を市町村及び保健所に迅速に報告するとともに、市町村又は保健所からの指示を求めることその他の措置を講じなければならないこと。

1 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤な患者が一週間に二名以上発生した場合

2 同一の有症者等が十名以上又は全入所者等の半数以上発生した場合

3 1及び2に掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者が報告を必要と認めた場合

八 前号の報告を行つた施設の開設者は、その原因の究明に資するため、当該有症者等を診察する医師等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう努めなければならないこと。